

# 地区計画の届出の添付書類説明書

(都市計画法第 58 条の 2 第 1 項による届出)

## ■ 届出が必要な行為

地区計画の区域内で届出を必要とする行為は、下記のとおりです。

行為の種類	内容説明
(1) 土地区画形質の変更	切土、盛土及び区画等の変更。土地を分筆・合筆する場合
(2) 建築物の建築	「建築物」には車庫（カーポート）、物置（プレハブ含む）、建築物等に付属する門又は塀などが含まれます。 「建築」とは新築、増築、改築、移転のことをいいます。
(3) 工作物の建設	「工作物」には垣、柵、煙突、塀、門などが含まれます。
(4) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更等の場合	広告塔、広告板及び案内板を設置する場合をいいます。

## ■ 届出の必要書類

次の書類を都市計画課に提出してください。届出は建築確認の前に、工事に着手する日の 30 日前までをお願いします。

○「地区計画の区域内における行為の届出書」及び「添付書類」…各 2 部ずつ

行為の種類	図面	縮尺	備考
(1) 土地区画形質の変更	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	設計図	1/100 以上	構造図・断面図も含む
(2) 建築物の建築、工作物の建設	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示。敷地境界から外壁面、これに代わる柱面までの距離を記入。(ポーチ・テラス・ベランダ等で建築面積に算入される場合は敷地境界から算入範囲までの距離またはこれに変わる柱面までの距離を記入。カーポートは柱面からの距離を記入) 緑化規定がある場合は緑地の位置、高木の位置を表示し、緑地面積及び緑化率、高木の本数を明記。 ※参考として建築物の建築の場合は、用途(ほか店舗・作業場等がある場合はその床面積及び原動機の出力数)、建蔽率、容積率を明記ください。
	平面図	1/200 以上	各階のもの(工作物の場合不要)
	立面図	1/100 以上	東西南北各方位からのもの。軒高、地盤面からの最高高を記入
	塀等の構造図	1/20 以上	塀等の構造を表示
(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/200 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面、敷地境界から壁面までの距離を記入
	立面図	1/20 以上	2 面以上。高さ、各表示面積を記入
	色見本		広告物について添付してください。

※必要に応じて、その他参考となるべき事項を記入した図書